

1. 障害者雇用率を引き上げへ

厚生労働省の労働政策審議会が、先月下旬に、諮問を受けていた民間企業の障害者雇用率を 2.0% (現行 1.8%) とすることなどを盛り込んだ「障害者雇用率等について(案)」について、妥当と答申しました。障害者の雇用に関しては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」があり、障害者雇用率は、同法に基づき、少なくとも5年ごとに労働者と失業者の総数に対する身体障害者又は知的障害者である労働者と失業者の総数の割合の推移を勘案して政令で定めるとしています。前回(平成 19 年)の見直しから5年が経過していることから、必要な調査を行った結果、障害者雇用率を見直すことになりました。(案)によると、民間企業以外の障害者雇用率は、国や地方公共団体、特殊法人が2.3% (現行2.1%) に、都道府県などの教育委員会は2.2% (現行2.0%) にそれぞれ引き上げられます。また、「アメとムチ」ではありませんが、常時200人超の労働者を雇用する事業主を対象に、雇用率を下回っている場合には不足人数 1 人につき月5万円の徴収をする「障害者雇用納付金」(200~300人の労働者の会社は4万円)、上回っている場合には超過人数 1 人につき月 2.7万円を支給する「障害者雇用調整金」という制度がありますが、こちらは現行のとおりとすることのようです。

厚生労働省はこの答申を踏まえ政令等の改正をおこなう予定で、平成25年4月1日からの施行となるようです。

2. 自転車通勤を認める場合の注意点。～就業規則作成や自転車通勤者への理解～

近年の健康志向や昨年の震災や台風などにより帰宅困難となった経験から、自転車通勤が広まる傾向にあります。自転車通勤を認めていくという方針であれば、公共交通機関を利用するよりも交通事故のリスクが高まりますから、ルール作りをきちんとし、許可制といった対応が望ましいでしょう。自転車通勤をするにあたっては事前に理解をさせておくことが大切です。道路交通法の確認や自転車の定期点検の義務や労災の知識などです。例えば、自転車通勤途中の事故の場合、通勤途中なら労災の対象にはなりますが、途中寄り道をするなどの合理的な経路で通っていない時の事故については労災と認められないこともあります。公共機関を使つての通勤と異なり途中で寄り道がしやすいので、会社も注意喚起が必要です。また、相手がある自転車事故で加害者となると損害賠償の責任を負うこともありますから、自転車保険の加入義務は必須としておきたいものです。さらに、通勤手当は実費分はありませんが、消耗品の交換や自転車の買い替え、自転車保険料といった費用がかかることから自転車通勤者にも一定の通勤手当を支給しているところも多く見受けられます。以上の内容も踏まえた上で、就業規則(自転車通勤規程)を定める等の事前対応をしておきましょう。

【自転車通勤規程の規定のポイント】

1. 自転車通勤は許可制とする(希望者は会社に申請)。
2. 許可の条件を明示する。①会社と自宅の距離の範囲を決める。②自転車保険に加入。
③安全な自転車の利用、自転車は定期点検すること。
3. 禁止事項の明示。①飲酒運転 ②携帯電話を利用しながらの運転 ③道路交通法に違反した行為
4. 通勤手当の支給。(詳細は給与規定に記載。消耗品の交換や、自転車保険の保険料にかかる費用)
5. 事故等の取り扱い:会社への報告義務、会社への損害を与えた時の損害賠償義務がある、盗難や破損について会社は一切の補償を行わない など。



3. 活動報告:社会保険セミナー 講師業務無事終了!

5月下旬に社会保険労務士会武蔵野支部の研修、そして6月6日、7日、16日、21日は(財)社会保険協会セミナーで計5回、延べ 1,300 人の方の前で講師として、主に社会保険に関する内容のお話をさせていただきました。無事終了して一安心です。

● 編集後記 ●

5年に一度、社会保険労務士の会員証の更新があり、そのための写真を撮りました。道端にあるスピード写真機で耐える年齢ではなくなっているので、朝から美容室でセットをもらい、その足で写真スタジオへ。奮発した甲斐ありで、本人納得の仕上がり。しかし身内からは、「CGみたい。当社比何%?!」の声が…。満足の会員証を5年間持つほうがいいんです!(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-33-7-701
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)